

自主行動計画のフォローアップ指針における調査事項 記載要領

令和 6 年 9 月
中小企業庁取引課

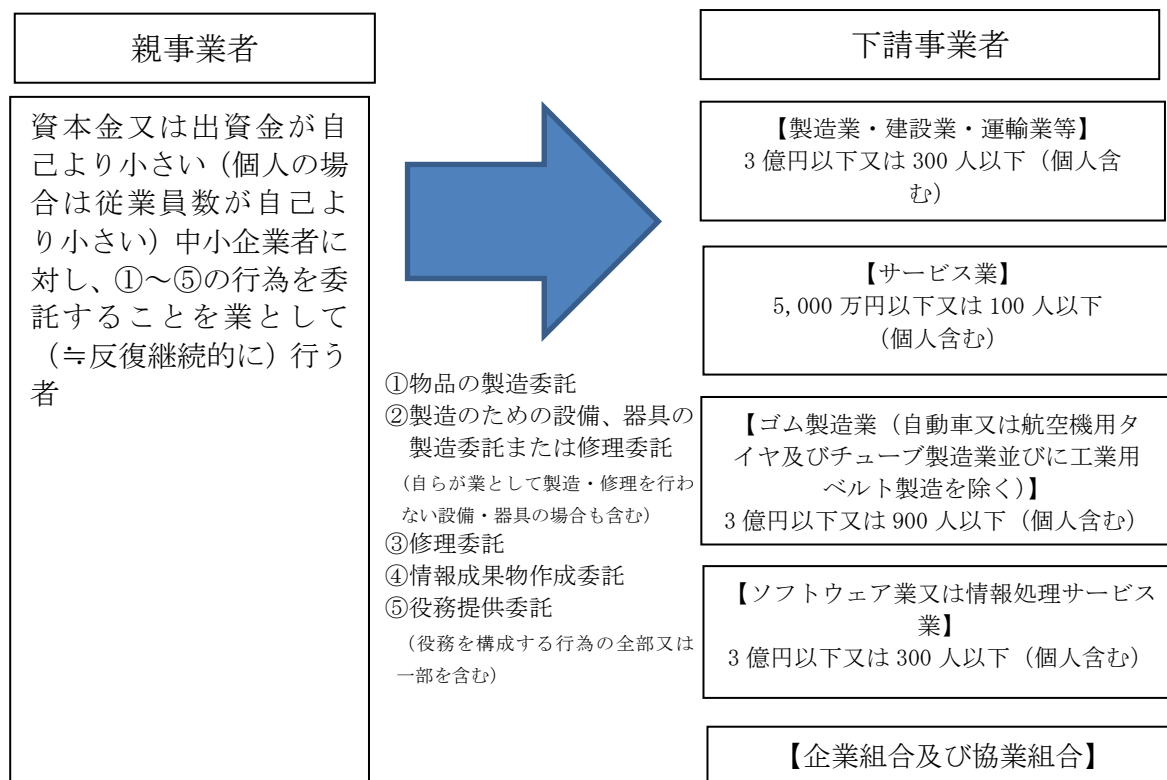
【本調査の対象となる取引について】

本調査は、下請取引（貴社が発注者／受注者となる事業者間取引（B to B取引））について、中小企業・小規模事業者の取引条件改善に向けて、大企業や中堅企業などとの取引における取組の状況や事業者間の取引実態を把握する目的で行うものです。

調査の対象となる事業者間取引（B to B取引）は、中小企業との取引となります。（大企業同士の取引は対象になりませんので御留意ください。）

なお、下請代金支払遅延等防止法の対象となる取引に限らず、継続的な納入・役務の提供等の売買取引等、販売先が優越的な地位になり得る取引を幅広く対象としております。

（参考）下請中小企業振興法の親事業者、下請事業者の定義（第2条第2項～第4項）



【設問の構成について】

本調査は以下の設問構成となっており、それぞれの設問内容は下記の表のとおりです。

項目	詳細
基礎情報	貴社の属性情報についての設問です。ここでは、取引における発注側／受注側については考慮せず、貴社の情報についてご回答ください。
発注側事業者調査票	貴社が【発注者】の立場にある取引の状況についての設問です。 ⇒設問文内に【仕入先（発注先）】と記載されている場合、貴社が発注者として行っている取引における取引先のことを指します。
受注側事業者調査票	貴社が【受注者】の立場にある取引の状況についての設問です。 ⇒設問文内に【販売先】と記載されている場合、貴社が受注者として行っている取引における取引先のことを指します。

※貴社は日々様々な取引を行っているかと存じますが、それらの取引において、貴社が発注側の立場になる場合と受注側の立場になる場合があるかと存じます。本調査では、貴社のそれぞれの立場における取引状況をご回答ください。

※貴社が受注側／発注側どちらか一方の立場での取引のみを行っている場合は、該当の設問のみご回答ください。

【設問が貴社の業種に適合しない場合】

本調査は様々な業種の企業を対象に実施しております。中には貴社の事業に適合しない設問があるかと存じますが、その場合は回答可能な設問のみでかまいませんので、わかる範囲でご回答いただければ幸いです。

例：「Ⅶ. 型取引の適正化」の設問は、型取引を実施していない場合は無回答で進めていただいてかまいません。

【調査の対象時期について】

設問の回答にあたって、時期によって状況が異なる場合は、原則として令和 6 年（2024 年）10 月 1 日時点の状況についてご回答ください。

設問によっては、「直近 1 年間」の状況について尋ねています。その場合は、回答いただいている時点から直近 1 年間の状況をご回答ください。

以上